

京都市立芸術大学の職員の在職に係る証明書の発行規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学（以下、「本学」という。）に在職する常勤の職員であることを証するもの（第1号様式。以下、「証明書」という。）の発行について必要な事項を定める。

(発行者)

第2条 証明書は学長が発行する。

(証明内容)

第3条 証明書には次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属
- (4) 職名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた事項

(申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、在職証明書交付申請書（第2号様式）に必要事項を記入し、申請するものとする。

(禁止事項)

第5条 証明書の交付を受けた者は、証明書を改ざんし、汚損し、若しくは紛失し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

(再発行)

第6条 証明書の交付を受けた者は、第3条に規定する記載事項に変更があったとき、又は証明書を汚損し、若しくは紛失したときは、在職証明書再交付申請書（第3号様式）により、証明書の再発行を申請しなければならない。

(有効期限)

第7条 証明書の有効期限は、発行日の属する年度の年度末とする。

(証明書の返還)

第8条 証明書の交付を受けた者は、新たに証明書の交付を受けたとき（紛失した場合を除く。）又は本学の職員でなくなったときは、直ちに従前の証明書を学長に返還しなけ

ればならない。

(その他)

第9条 この規程は、他の様式の証明書の発行を妨げるものではない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

在職証明書 Post Certificate <u>No.000</u> 下記のとおり，本学に在職していることを証明する。 This is to certify that the bearer holds the following post at Kyoto City University of Arts.		注意 1 本証を改ざんし，汚損し，もしくは紛失し，又は他人に貸与し，若しくは譲渡してはならない。 2 本証の更新を受けるとき，再発行を受けるとき，又は本学の職員でなくなったときは，直ちに本証を返還しないといけない。
(所属 職名)		
(所属 職名・英語表記)		
氏名 (氏名) Name (氏名・英語表記)		
生年月日(Date of birth) (元号表記)／(西暦表記)		
有効期限(Date of expiration)	京都市立芸術大学学長 (President)	
(元号表記)／(西暦表記) 発行年月日 (Date of issue) (元号表記)／(西暦表記)	(学長氏名) (学長氏名・英語表記)	

第2号様式（第4条関係）

京都市立芸術大学在職証明書交付申請書

(あて先)	(申請日)
京都市立芸術大学学長	年 月 日
(申請者の所属)	(氏名コード)
	(申請者氏名)
(申請者の職名)	(申請者生年月日)
	年 月 日生

京都市立芸術大学の職員の在職に係る証明書の発行規程により，在職証明書の交付を申請します。

第3号様式（第6条関係）

京都市立芸術大学在職証明書再交付申請書

(あて先) 京都市立芸術大学学長	(申請日) 年 月 日
(申請者の所属)	(氏名コード)
	(申請者氏名)
(申請者の職名)	(申請者生年月日) 年 月 日生

京都市立芸術大学の職員の在職に係る証明書の発行規程により在職証明書の再交付を申請します。
申請の理由 ☐ 氏名の変更 ☐ 職名の変更 ☐ 紛失（紛失の日 年 月 日） 紛失時の状況 ☐ 汚損 ☐ その他 申請の理由